

町田市学校教材費等のご案内

学校教材費等とは、教育活動に係る費用のうち保護者様にご負担いただく費用で、漢字ドリル等の冊子型教材費、理科や図工の材料型教材費、デジタル教材、校外学習の交通費、卒業アルバム等卒業関連費を含みます。

町田市では、2023年度から、市立小中学校の学校教材費等の徴収業務を市が行っています。

各期の初めに各学校が作成する計画に基づき、学校教材等の種類及び費用の予定「教材等購入予定のお知らせ」を通知します。

その後、各期の実績又は見込額に基づき決定した学校教材費等保護者負担金について、保護者様に「納入通知書」を期別に分けて送付いたしますので、納期限内のお支払をお願いします。

ただし、標準服、修学旅行費など、保護者様が事業者に直接代金を支払うものやPTA会費等は、対象外です。これらの購入・お支払等については、別途学校からご案内します。

【納期限のご案内】

期別	1期	2期	3期
納期限	9月末日	1月末日	3月末日
	購入予定又はご請求の内訳		
3学期制の学校	4～8月分の教材費等	9～12月分の教材費等	1～3月分の教材費等
教材等購入予定のお知らせ	5月	9月	1月
ご請求（納入通知書）	9月	1月	3月
2学期制の学校	4～8月分の教材費等	ご請求はありません	9～3月分の教材費等
教材等購入予定のお知らせ	5月	—	9月
ご請求（納入通知書）	9月	—	3月

※ 納期限が土・日・祝日に当たる場合は、翌営業日を納期限とします。

1 学校教材費等保護者負担金の金額

各学校が作成する計画に基づき決定します。年間の徴収額の目安などについては、「まちだ子育てサイト」に掲載しています※ので、ご確認ください。

●まちだ子育てサイト>年齢からさがす>小・中学生>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

2 支払方法

「口座振替」又は「納付書」でお支払ください。

口座振替の場合、納期限の日に口座振替を実施しますので、前日までに口座への入金を忘れずをお願いします。なお、口座振替に掛かる手数料は、町田市が負担します。

各種手続

1 申込内容を変更する

(1) 教材等の利用予定を変更する

学校行事等への不参加や何らかの理由で教材等の利用予定がなくなった場合は、お子様が通う学校へ必ず事前にご連絡ください。

(2) 児童生徒情報・申請者（保護者）情報を変更する

学校へお申し出いただき、「町田市学校教材等申込内容変更届出書」を学校に提出してください。

届出が必要な変更内容

- ・転校する
 - ・引越をする（学校は変更しない）
 - ・児童生徒情報を変更する（氏名の変更）
 - ・保護者（※）の情報を変更する
（「氏名」「住所」「電話番号」の変更）
- ※「学校教材等の利用の申込」で記入した名宛人

2 口座振替に利用していた口座を変更する

「町田市学校給食費・学校教材費等口座振替申込書」を変更後の金融機関に提出するか、町田市ホームページから「WEB口座振替申込サービス」を利用してください。

詳細は、「まちだ子育てサイト」に掲載していますので、ご確認ください。

- まちだ子育てサイト>年齢からさがす>小・中学生>学校教材費等>学校教材費等WEB口座振替受付サービスについて

就学援助費・就学奨励費（Ⅰ・Ⅱ段階）の支給を受ける場合

問合せ先

- ① 学校教材費等に関すること・・・教育総務課学校教材費等公会計担当（電話：042-724-2173）
- ② 就学援助費・就学奨励費に関すること・・・学務課（電話：042-724-2176）

就学援助費・就学奨励費の支給を受ける場合でも、学校教材費等については原則保護者様へのご請求となりますので、口座振替のご登録をお願いいたします。

ただし一部の費用については学務課（就学援助費・就学奨励費担当部署）から教育総務課（学校教材費等公会計担当）に直接支払われ充当される場合があります。対象の費目等詳細は「まちだ子育てサイト」にてご確認ください。

- まちだ子育てサイト>年齢からさがす>小・中学生>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

※対象者（就学援助費・就学奨励費認定者）の確認は担当部署間で行います。認定が外れた場合は、自動的に請求先が保護者に切り替わります。

※就学援助費・就学奨励費による充当額が実際にかかった金額に満たない場合も、保護者様へのご請求が生じます。

問合せ先

【担当部署】

町田市教育委員会教育総務課（学校教材費等公会計担当）市役所10階1001窓口
住 所：〒194-8520 町田市森野2-2-22
電 話：042-724-2173（直通）
FAX：050-3161-7906